

（仮訳・暫定版）

オープンアクセスに関する英国研究会議（RCUK）ポリシー及び支援ガイダンス

1. 初めに

(i) 公的資金を受けた研究成果への無料でのオープンアクセスは、社会的経済的に大きな利点をもたらすと同時に、新しい研究の発展を推進するものでもある。政府は透明性とオープンデータに対する包括的なコミットメントに従い、出版済みの研究成果に自由にアクセスできるようにする取り組みを進めている。科学研究への公的資金投入の責任団体である研究会議は、研究成果を一般に利用可能なものにする事への責任を重大に受け止めている。他の研究者に対してだけでなくビジネス、慈善事業及び公共セクターの潜在的なユーザー、そして一般の納税者も利用できるものにしなければならないからである。

(ii) 研究会議は 2005 年以降オープンアクセスに関するポリシーを定めており、修正されたこのポリシーは、英国内及び全世界で進展しているポリシーを巡る状況を考慮したものとなっている。

(iii) 本文書はポリシーの指針（セクション 2）及び支援ガイダンス（セクション 3）から成り、研究者、その所属機関及び査読済み研究論文の出版社を対象としている。

キーポイント

- このポリシーは、査読済み研究論文の出版（出版社が委託したのではない査読済み論文を含む）及び英国研究会議からの資金提供を受けた会議のプロシーディングのみに適用される。
- 英国研究会議（RCUK）のポリシーはオープンアクセスへの「ゴールド」ルートと「グリーン」ルートの両方をサポートするものだが、RCUK は再利用の機会を最大限にする即時のオープンアクセスを嗜好する。
- 研究会議が支援する研究から発生するオープンアクセスへの資金提供は、研究機関に直接与えられる包括的補助金を通じて利用可能となる。
- RCUK は、フルオープンアクセスへの道のりは、一つのイベントではなく、プロセスだと認識しており、このため、5 年程度と見込まれる移行期間の内に、コンプライアンスが醸成されることを期待している。RCUK は 2014 年及びその後定期的（おそらく 2016、2018 年）にオープンアクセスポリシーの効果と影響について、総合的かつエビデンスに基づくレビューを行う予定である。
- 研究資金を受けようとするプロポーザルを評価する際、RCUK は、最も重要なのは提案された研究の質であって、著者がどこで出版するかということではないと考えている。
- RCUK は本ポリシーの影響は専門分野によって異なるものになるであろうということ

を留意している。そのため、研究会議の支援を受ける専門分野によって異なるエンバゴを設けることを認め、移行のペースに時間幅を持たせている。ポリシーの影響を監視し、また、将来的に、コンプライアンスについて調査する際にも、専門分野間の違いに留意することとしている。

2. オープンアクセスに関する RCUK のポリシー

ポリシーの目的

研究会議は、研究に対する公共投資による経済的・社会的利益を最大にすべく努力している。これを実現する方法の 1 つがオープンアクセスによるものだ。オープンアクセスに関する RCUK のポリシーは、査読済みで出版済みの研究論文に即時無制限、無料でアクセスできるようにすることを目的としている。出版済みの研究論文をすべてのユーザーが電子形式で読み、手動及び（テキスト及びデータマイニング等のための）自動化ツールを利用してのどちらでも、内容を検索、再利用（ダウンロードを含む）できるようにしたいと考えている。そのためには、そのような再利用が、完全かつ適切な帰属の下に置かれることが必要となる。

※オープンアクセスの定義についてはセクション 3.1 を参照のこと。

適用範囲

本ポリシーは、研究会議の資金提供を受け、2013 年 4 月 1 日以降に出版のために提出され、ジャーナル又は会議のプロシーディングで発表された査読済み研究論文（出版社が委託してのではない査読済み論文を含む）に適用される。

※本ポリシーの適用範囲に関する詳細についてはセクション 3.2 を参照のこと。

研究者への期待

研究論文の作成者であり査読の大部分に対して責任を担う研究者は、研究会議の資金提供を受けた査読済み研究論文を、オープンアクセスに関する RCUK のポリシーに準拠した学術誌で出版することが期待される。すべての論文には研究の資金提供源を詳述し、該当する場合にはデータ、サンプル、モデル等、研究の基本的資料をどこで入手できるかを記載するものとする。

※資金提供源及び研究の基本的資料に関する詳細についてはセクション 3.3 を参照のこと。

学術誌のコンプライアンス

RCUK はジャーナルが以下の条件を満たせば本ポリシーを順守しているものと認識する。最終出版版の論文に自身のウェブサイトを通じて即時無制限でアクセスできるようにすること。これはクリエイティブ・コモンズ・アトリビュション (CC BY) ライセンスによって利用可能で、再利用の制限なく最終出版版を他のリポジトリに即時保存できるものでなけれ

ばならない。これには出版社に対する論文掲載料（APC）の支払いが含まれる場合がある。または、最終著者稿を一定期間、非営利の再利用に対する制限なくあらゆるリポジトリに保存することに同意すること。出版社には APC は支払われない。この場合、RCUK は STEM 分野においてはオンライン出版から最終著者稿がオープンアクセスになるまで最大 6 か月間の遅れを許容する。芸術、人文・社会科学分野の論文（主として AHRC および ESRC が資金提供）の場合、エンバーゴは最大で 12 か月間となる。移行期間中、APC に対する著者への資金提供が利用できない場合には、さらに長いエンバーゴが認められる（セクション 3.6 を参照のこと）。

RCUK は原稿自体の著作権は通常引き続き著者に属するものと認識している。これは、歴史的な権利及び著者が投稿前の論文の原稿をオンラインで出版するという慣例に照らしたものであり、今後も継続される。

詳細は以下を参照のこと。

- APC：セクション 3.5
- エンバーゴ期間：セクション 3.6
- ライセンス：セクション 3.7
- リポジトリ：セクション 3.8
- 最終著者稿：セクション 3.9
- 移行期間：セクション 3.10

論文掲載料

2013 年 4 月 1 日以降、研究会議が資金提供する研究に関連する APC 及びその他の出版手数料の支払いは、資格を有する研究機関に交付される RCUK OA 包括的補助金を通じて支援される。査読済み研究論文に関する APC 及びその他の出版手数料は、研究助成金の適用外となる。

詳細は以下を参照のこと。

- APC：セクション 3.5
- RCUK OA 包括的補助金：セクション 3.4

査読済み研究論文については、研究グラント申請書には含まれないものとする。

- グラント：セクション 3.4
- 研究用途内の許容費用：セクション 3.11

研究機関への期待

RCUK OA 包括的補助金を受ける資格を持つ研究機関には、OA 手数料その他の出版手数料の支払いに利用できる制度的出版基金及び基金を管理し配分する手順を確立することが期待される。研究機関はオープンアクセスに関する RCUK のポリシーを最も有効に適用できると考える方法で包括的補助金を利用することができる。この方法は、分野内、そしてキャリア

において様々な段階にいる研究者に平等に分配できるような透明性のある方法が求められる。RCUK は、包括的補助金が主に APC の支払いに充当されることを期待している。RCUK OA 包括的補助金を受ける研究機関には、本ポリシーのために RCUK が実施する監視協定に従うことを期待する。

詳細は以下を参照のこと。

- RCUK OA 包括的補助金：セクション 3.4
- 組織における出版基金：セクション 3.12
- 監視：セクション 3.14

実施と順守

RCUK は移行期間中のエンバーゴ期間を含め、ポリシーの実施に柔軟性を持たせることとする。エビデンスに基づく実施のレビューを、独立した委員長及び各地域からのメンバーによって 2014 年に実施する。その後も移行の進行に合わせて定期的にレビューを行う（おそらく 2016 年と 2018 年）。

詳細は以下を参照のこと。

- エンバーゴ期間：セクション 3.6
- 移行段階：セクション 3.10
- 2014 年レビュー：セクション 3.13
- 監視：セクション 3.14

3. オープンアクセスに関する RCUK ポリシーガイドライン

3.1 オープンアクセスの定義

(i) RCUK はオープンアクセスを査読済みで出版済みの研究論文への無制限のオンラインアクセスと定義する。具体的には、ユーザーが無料で以下のようにアクセスできることが必要である。

- 出版済みの論文を電子形式で読むことができる。
- 出版済みの論文の内容を手動及び（テキスト及びデータマイニング等のための）自動化ツールを利用して検索、再利用（ダウンロードを含む）できる。そのためには、再利用を完全かつ適切な帰属の下に置き、論文に含まれる第三者の著作権が侵害されないことが必要となる。

(ii) RCUK は論文の「コンテンツ」にはテキスト、データ、画像及び図表が含まれるが、これらに限られるものではないと考える。

(iii) オープンアクセスを実現するためのモデルは様々であるが、中には即時アクセスを可能

にするものもある。RCUK は、査読済み、出版済み研究論文に対する即時無制限、無料かつ再利用の機会を最大限にするオープンアクセスを優先する。これは一般にオープンアクセスに対する「ゴールド」ルートと呼ばれている。我々は資格を有する研究機関に対し、論文掲載料（APC）の資金を提供する包括的補助金によってこれを支援している。我々はこの方法を指向しているが、オープンアクセスに対する混合的なアプローチも認めており、どのモデルを採用するかは研究者及び研究機関の裁量に任される。

3.2 本ポリシーの対象となるのは？

(i) 本ポリシーは、研究会議の資金提供の提供を受けジャーナル又は会議のプロシーディングの中で通常発表される査読済みの研究論文及び総説を対象とする。本ポリシーはモノグラフ、書籍、批判校訂版、全集及びカタログ、あるいは非査読済み資料には適用されない。ただし RCUK はこのような資料の著者に対しても、可能であればオープンアクセス化を検討することを推奨している。

(ii) RCUK は多くの研究者が早い版の論文を共有すること（arXiv プレプリントアーカイブ等により）で価値を引き出していること認識しているが、RCUK が本ポリシーのコンプライアンスを評価する際に考慮するのは「出版用最終著者稿」のみである（セクション 3.9 を参照のこと）。

3.3 資金源と研究の基本的資料明示

(i) 本ポリシーは論文の謝辞の部分に資金提供源情報を含めることを求めている。資金提供情報の認識方法に関するガイドラインについては研究情報ネットワーク¹を参照のこと。

(ii) 研究のオープン化及び透明化を推進するため、また研究者にデータアクセス問題を考えってもらうため、本ポリシーは該当する場合、すべての研究論文にデータ、サンプル、モデル等の基本的な研究資料の入手方法を含めることを求めている。しかし本ポリシーはデータをオープンにすることを義務付けているわけではない。識別可能な人の関与によって発生するデータに関連して、企業秘密や法的な問題等、データへのアクセスを防ぐことへの正当な理由があると思われる場合にはその旨表明することが必要となる。

3.4 RCUK OA 包括的補助金

(i) 研究会議は、かつて、助成金の一部として直接、間接的経費の双方で APC への支援を行っていた。2013 年 4 月 1 日以降、RCUK は相当額の RCUK 資金提供を受けている研究機関への包括的補助金を通じ、助成金により資金を受けた研究から発生する論文に関する APC

¹ <http://rinarchive.jisc-collections.ac.uk/system/files/attachments/Acknowledgement-funders-guidance.pdf> を参照のこと。

の支払いに寄与することとなった。2013年4月1日以降を開始日とする研究助成金及び研究奨励金申請には、査読済みジャーナル、総説及び査読済み会議資料に関連するオープンアクセス出版またはその他の出版手数料に関する条項を含めることはできない。

(ii) RCUK OA 包括的補助金の主目的は APC の支払いを支援することである。ただし、研究機関はこの主目的が満たされる限り、オープンアクセスに関する RCUK ポリシーを最も有効に適用できると考える方法で包括的補助金を利用することができる。研究機関の責任者は主目的を念頭に置いた上で、独自の裁量によりカラーチャージおよび掲載料を包括的補助金から捻出することができる。

(iii) オープンアクセスを支援するために研究会議が提供する資金を今後5年間で増やし、研究会議の資金提供を受けて作成されるすべての出版済みの査読済み研究論文をオープンアクセス化（「ゴールド」、「グリーン」ルートの別に関わらず）することが計画されている。移行期間中の資金提供の増加は、研究者、研究機関、そして出版社が完全オープンアクセスモデルへの移行を終えるまでに必要と思われる期間を反映したものである。これにより、現在の助成金の直接経費、間接経費を通じて既に提供されている出版資金も十分に利用されるようになるものと思われる。

(iv) RCUK のポリシーはまた研究会議傘下の研究機関が作成する研究論文にも適用される。これらの機関が行う研究によって作成される論文への支援として、追加的な資金提供が用意されることとなっている。研究会議傘下の研究機関に対しては、同等またはより厳しいオープンアクセス目標およびコンプライアンスの期待がかけられる。

(v) 包括的補助金の配分及び資金提供のレベルに関する詳細については2012年11月のRCUKの発表²を参照のこと。

3.5 論文掲載料

(i) RCUK OA 包括的補助金が論文の論文掲載料の支払いに使用される場合、論文はオンライン出版の時点でクリエイティブ・コモンズ・アトリビューション (CC BY) を用いて即時にオープンアクセス化されなければならない。

(ii) RCUK は包括的補助金から支払われる APC の上限下限を定めていない。包括的補助金は作成される論文の概数とフィンチレポートに記載された平均 APC に基づいて提供される。RCUK は、JISC Collections、Research Libraries UK および Society of College, National and University Libraries (SCONUL) といった機関や団体が協力し、適当な APC を出版

² www.rcuk.ac.uk/media/news/2012news/Pages/121108.aspx

社と話し合うことを期待する。これに関連して、研究会議は英国における研究全体のごく一部に資金提供しているに過ぎないということ、RCUK 包括的補助金はオープンアクセスを支援するために研究機関が利用できる唯一の公共資金ではないということを確認することが重要である。例えば Funding Council QR の配分から受け取った資金を使用して APC を支払うことは合法的である。

(iii) 研究会議の資金提供を受けている研究機関の多くは RCUK OA 包括的補助金を受けていない。これが重大な問題を引き起こしているというエビデンスが提供されれば、我々はこれを 2014 年レビューの一部として考慮する。研究機関が APC を支払うための公的資金を利用できていない場合、その機関の研究者はエンバーゴ期間の長いグリーンモデルで論文を出版することができる（下記セクション 3.6 を参照のこと。）。

3.6 エンバーゴ期間

(i) 理想的には、研究論文がオンライン出版されると同時にオープンアクセス化されることが望ましい。しかし RCUK は、グリーンモデルのオープンアクセスの場合、エンバーゴ期間を利用しているのは学術誌の購読を収入源とするビジネスモデルを持つ一部の学術誌であることを認識している。従って STEM 分野において学術誌が即時のオープンアクセスオプションを提供しない場合、RCUK はオンライン出版から紙形式がオープンアクセス化されるまでに 6 か月以内の遅れを認めている。

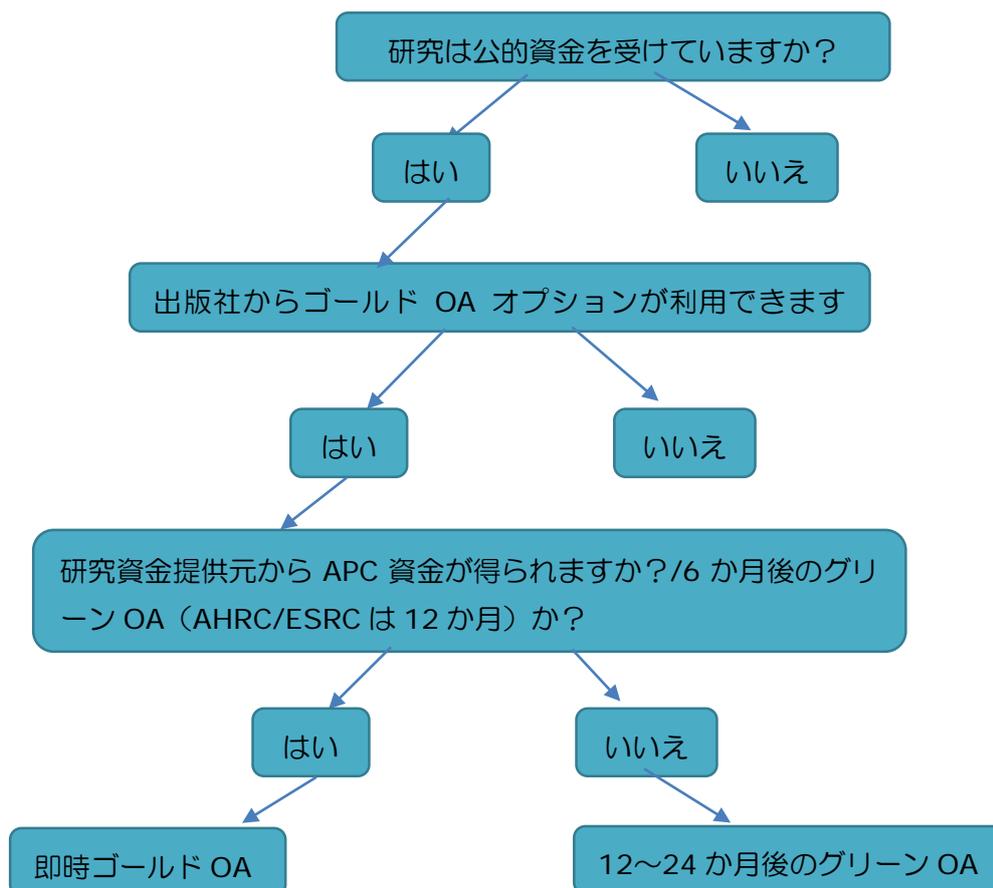
(ii) とりわけ、芸術、人文・社会科学分野の論文（主として AHRC および ESRC が資金提供）の場合、6 か月のエンバーゴ期間は非常に困難であるため、RCUK は最大 12 か月のエンバーゴ期間を認める。RCUK はすべての研究論文で最大 6 か月のエンバーゴ期間を実現したいと考えているが、移行のペースが分野によって異なるということは認識している。従って、分野によって異なる移行ペースを、提示されるエビデンスに基づいてレビューすることが今後重要な考察のポイントとなる。

(iii) オープンアクセスへのルートを選択は研究者とその研究機関に委ねられており、移行期間中 APC のための資金提供を利用できない場合にはエンバーゴ期間を長くすることが認められる。この場合 STEM 分野については最大 12 か月、人文社会科学分野の論文（主として AHRC および ESRC が資金提供）の場合、最大 24 か月で論文が学術誌に発表されることが望ましい。これはフィンチレポート³に対する政府の回答とも一致している。

(iv) 生物医学関係の研究論文は、2006 年以降に義務付けられた MRC のポリシーの通り、即時または最大 6 か月のエンバーゴ期間内に出版されなければならない。

³ アクセスのしやすさ、持続可能性、良好性。研究出版物へのアクセスを拡大する方法。出版済みの研究成果へのアクセス拡大に関するワーキンググループのレポート 2012 年 6 (http://www.researchinfonet.org/wpcontent/uploads/2012/06/Finch - Group - report - FINAL - VERSION.pdf を参照のこと)。

(v) 移行期間中のエンバーゴ期間に対するこの柔軟性は、公的資金を受けた研究について出版社協会⁴が作成した以下のデシジョンツリーに反映されている。デシジョンツリーを使用する際には、我々は即時無制限のオープンアクセス（「ゴールド」）を指向するが、オープンアクセスに対する混合的なアプローチも認めており、ゴールドとグリーンのどちらのルートを選択するかは研究者とその研究機関に委ねられるということに留意する必要がある。



3.7 ライセンス

(i) 研究会議の資金がオープンアクセス論文のための APC の支払いに利用される場合、我々は出版社がクリエイティブ・コモンズ・アトリビューション（CC BY）ライセンス⁵に基づき論文を自由に入手できるようにすることを要求する。これはオープンアクセスであるジャーナルが用いる標準的なライセンスであり出版済みの論文の最大限の拡散と再利用を支援しつつ、著者の人格権も保護される。元の論文の著者を明らかにし、論文に含まれる第三者の資料の著作権を侵害しない限り、営利目的を含め他人が論文を配布、再編集、処理、構築

⁴ http://www.publishers.org.uk/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=780&Itemid=より。

⁵ <http://creativecommons.org/licenses/>を参照のこと。

することが認められる。APC が支払われる場合の CC BY の利用は、Wellcome Trust のポリシーでもある。

(ii) CC BY ライセンスはテキスト及びデータマイニングを通じて論文やその内容の再利用を進めることで新しい研究分野の可能性を開く。また、革新的かつ付加価値を付けられる方法で論文を再び発表できるため、研究を普及する新しい方法が開ける。重要なのは、論文で何ができるのかという疑念が CC BY ライセンスによって取り払われ、出版社にまで遡って条件や特別な許可を確認することなく再利用が可能になるということである。

(iii) RCUK には CC BY ライセンスの使用による問題発生の可能性について以下のような懸念が寄せられている。

- 再版の販売によって出版社の商業収入が失われること。特に、生物医学分野のジャーナルの場合に深刻。
- CC BY ライセンスを受けた研究論文の中で資料が複製されることを第三者が望まないこと。
- 誤帰属、誤引用、不当表示、盗用等が容易になり、文脈を無視して資料が引用されることによって著者の利益が損なわれること。

(iv) CC BY は現在、特に STEM 分野の多くのジャーナルで使用されており、クリエイティブ・コモンズ組織同様、CC BY ライセンスの使用に関して重大な問題点は報告されていない。しかしこれは発展途上分野であり、RCUK は 2014 年レビュー及びその後のレビューを必ず行う。これには特に芸術、人文・社会科学分野における CC BY 使用の影響評価が含まれる。これは様々な学術界及び出版社との積極的な関わりを通じて監視される。

(v) RCUK は JISC 及び英国のオープンアクセス実施グループと協力し、CC BY ライセンスの使用に関するガイダンスをまとめる（2013 年末までの予定）。これには CC BY ライセンスを受けた論文に含まれる第三者資料の効果的な識別方法が含まれる。

(vi) オープンアクセスは、リポジトリへのアクセス、再利用の可能性を最大限にするためにリポジトリに最終著者稿が入れられること（「グリーン」ルート）で達成される。一方研究会議は最も進歩的で権限の付与力が高いライセンス、理想的には CC BY を使って科学論文を利用可能にしたいと考えている。しかし RCUK のポリシーが求めるのは、非営利的な再利用に対する制限なく原稿を利用可能にすることだけである。ポリシーは特定のライセンスを指定しておらず、クリエイティブ・コモンズ・アトリビューション非営利ライセンス（CC BY NC）を使えばこの要件を満たすことができる。出版社特定ライセンス⁶は、ポリシーの

⁶ 例えばネイチャー・パブリッシング・グループに対するライセンス - <http://www.nature.com/authors/policies/license.html>

目的を支持し、非営利テキストおよびデータマイニングを含む循環利用を認めることを条件に承認される。

3.8 リポジトリ

(i) リポジトリの選択は通常、著者及びその研究機関の裁量に委ねられる。しかし研究カウンスルによっては論文を特定のリポジトリに保存することを要求するものもある。これについては個々の研究カウンスルの助成金条件に詳述される。

(ii) 研究機関及び主題リポジトリにはオープンアクセス及び資金提供者のメタデータが、一貫したアグリゲーションと検索を可能にするような形式で含まれていなければならない。RCUK は JISC Repository Interoperability (RIOxx) 及び Vocabularies For Open Access (V4OA) プロジェクトと協力して英国のリポジトリメタデータ基準を作成し、2013年7月以降、これが英国内のリポジトリで採用されることを期待している。

3.9 最終著者稿

(i) 最終著者稿とは査読プロセスを経て著者が提出し、ジャーナルでの出版を認められたジャーナル原稿を意味する。査読は研究の品質保証プロセスの一環であり、RCUK は査読済みの研究論文にあらゆるユーザーがアクセスできるようにしたいと考えている。

(ii) RCUK は多くの研究者が早い版の論文を共有すること (arXiv プレプリントアーカイブ等により) で価値を引き出していることを認識しているが、RCUK が本ポリシーのコンプライアンスを評価する際に考慮するのは「出版用最終著者稿」のみである。

(iii) 最終著者稿は著者稿、著者の最終稿又はポストプリントとしても知られる。著者が最終著者稿の著作権を保持するのは普通のことであるということは知っておく価値があり、我々もこれが継続することを望んでいる。

3.10 移行期間

(i) 本ポリシーが完全に実施されるまでの移行期間は約 5 年と見込まれるが、これはオープンアクセスの展望により変化する。移行期間中は研究者とその研究機関がポリシーの精神に従い、完全順守に向けて努力することを期待する。移行期間中はオープンアクセスのために利用可能な資金提供も増加するので、合わせて順守に対する期待も高まる。移行期間が終わる頃には研究者とその研究機関がポリシーを完全に順守し、我々が資金を提供する研究の論文がすべて、オープンアクセスに関する我々のポリシーを順守するジャーナルで出版されるようになっていることを期待する。

(ii) 初年度の目標として、研究機関はいずれのルートを取るにしても研究論文の45%以上をオープンアクセスで出版することを期待している。2年目にはこれを53%に引き上げる。オープンアクセスへのルートの選択は、RCUKポリシーを順守していることを条件に著者とその研究機関に委ねられる。

(iii) 我々の目標は5年間の移行期間終了時まで、我々が資金を提供するオープンアクセス研究の論文の75%が、即時無制限、無料かつ循環利用の機会を最大限にするオンラインアクセス（「ゴールド」）で配布されるようにすることである。

3.11 研究用途内の許容費用

(i) 2013年4月1日以降を開始日とする研究助成金及び研究奨励金申請には、査読済みジャーナル、総説及び査読済みの会議のプロシーディングに関連するオープンアクセス出版又はその他の出版手数料に関する条項を含めることはできない。これは既に提供された助成金に影響を与えるものではない。既に提供された助成金中、用途がAPCに特定されている資金については、RCUK OA 包括的補助金を使用する前に使用するものとする。

(ii) 助成金申請の中で、現在はRCUK OAポリシーの対象となっていないタイプの研究結果の作成に伴う出版費用を要求することは認められる。モノグラフ、書籍、批判校訂版、全集およびカタログ等の出版費用を申請することも可能だが、これらについては申請書の中で十分にその必要性を説明する必要がある。

(iii) APCを直接経費の一部とすることを条件に既存の助成金が支給している場合、研究機関はOA包括的補助金の用途に関する報告書を作成するのと同じ仕組みで、これらの経費を管理し、報告しなければならない（セクション3.14を参照のこと）。

3.12 各機関の出版基金

(i) フィンチレポートが推奨するように、研究機関はオープンアクセス出版のためのAPC経費を満たす当該機関における出版基金、及びこれに含まれる資金の配分手順、手続を確立しなければならない。RCUK OA 包括的補助金は、APCの支払いを支援する他の資金と同様に、当該機関の出版基金の枠内で管理しなければならない。

3.13 ポリシーと実施のレビュー

(i) RCUKはオープンアクセスに関するポリシーを実施するには、研究会議が資金提供する研究成果を研究者、研究機関及び出版社が出版し普及するプロセスの管理方法を変えなければならないということを認識している。RCUKはまた、この文化的発展を約5年間という比較的短い期間で実現させたいと考えている。このためRCUKは、オープンアクセスへの移行

は単発のイベントではなくプロセスであると認識している。

(ii) 1 年目、2 年目にオープンアクセスを支援するために RCUK が提供する資金の額は、費用の試算に基づいて決められる。RCUK は研究機関がこの資金をどのように使うかを監視し、機関には 2014 年に行うレビューに必要なエビデンスの提供という形での協力を求める。エビデンスがあって初めて、RCUK はオープンアクセスポリシーの効果を適切に理解し、また例えば求められる順守に見合うレベルの包括的補助金を設定することができる。

(iii) レビューは徹底したものとなる。調査を予定している項目には以下のようなものがある。

- 国際的なオープンアクセスの展望
- 以下に対するポリシーとその実施の影響
 - 様々な分野
 - 査読
 - 英国内外の研究者間の共同
- ポリシーを監視し順守を確認するための最良のメカニズム
- 適格な研究機関に与えられる RCUK OA 包括的補助金の水準
- 各種ライセンス、特に CC BY が様々な分野に与える影響
- 様々な分野のエンバーゴ期間及び移行期間の免除の程度
- 多くの場合、出版社の購読料は引き続き支払われるということを念頭に置いての、研究の出版費用の総額
- 機関が RCUK OA 包括的補助金制度を維持するための経費
- 研究者と研究機関が好むオープンアクセスへのルートのバランス
- 悪影響（学会の持続可能性等、あれば）

(iv) 我々は、分野によっては 2014 年のレビューまでに得られるエビデンスは限られたものになるということを認識している。従ってそれ以降、おそらく 2016 年と 2018 年にもレビューを行い、さらなるエビデンスを検証する予定である。

(v) レビューはエビデンスに基づいて行う。実施期間中及びその後にわたり研究者、研究機関、学会及び出版社との関わりが続いていることをぜひ確認したい。2014 年レビューは独立した委員長およびメンバーによって実施される。それ以降のレビューの形式は 2014 年レビューが終わってから決定する。

(vi) レビューの結果は、必要に応じたポリシーの修正及びポリシーに関する今後の資金提供要件モデルとして使用する。

3.14 2014 年レビューのためのエビデンス収集

(i) 2014 年レビューのためのエビデンス収集の一環として RCUK は以下のことを行いたいと考えている。

(a) 即時出版（「ゴールド」）及びリポジトリの利用（「グリーン」）の双方を含む全体的な展望の中でのオープンアクセスの影響の測定。

(b) オープンアクセスを支援するために配分される資金の当初金額、及び研究機関に対する OA 包括的補助金の配布を決めるために使用した計画の前提の見直し。

(ii) このために RCUK は OA 包括的補助金がどのように使われているか、特に APC の支払いを通じてオープンアクセス化された研究論文の数と実際に支払われた APC を知りたいと考えている。RCUK はまた APC 資金提供が各種専門分野間で平等に使用されていることを示すエビデンスも求める。APC を支払うことなくリポジトリに保存され、オープンアクセス形式で利用可能になった論文の数を把握することも必須である。

(iii) RCUK がこれらのことを行うのを可能にするためには、双方のモデルでオープンアクセス化された研究論文について、また RCUK OA 包括的補助金の用途についての情報が必要である。RCUK は収集したデータを公表することにより、ポリシーの実施及び APC やその他の出版経費のために出版社に支払う費用を最大限透明にしたいと考えている。

(iv) RCUK は、報告要件は研究機関に対し過度な管理上の負担を課すものであってはならず、従って必要最小限の情報にとどめるべきであると認識している。長期的には ROS 及び Researchfish 又は後継報告システムが、情報収集のための最適な手段を提供してくれるものと考えている。我々は研究機関及び出版社と協力の上利用可能なデータソースを利用する予定であり、従って研究機関からはレビューに必要なで他からは入手できないデータのみを収集する。

(v) RCUK は研究機関と協力し、最少達成可能レベルの報告および必要なデータを収集するためのメカニズムを精密化して合意する。これは RCUK の支援を受けて Research Information Network が実施している「HEI ベストプラクティスプロジェクト」の一環となる。

(vi) 個々の出版について我々は、デジタルオブジェクト識別子 (DOI)、及び論文がゴールド、グリーン又はその他のルートでアクセスできるのか、研究会議が資金提供源であることを示し、基本的な研究資料へのアクセスに関する表明がなされているのか、といったことを知らなければならない。CC BY ライセンスによって出版社のウェブサイト上で即時オープンアクセス化されない論文については、URL 及びエンバーゴ期間とライセンス条件に関する表

明が必要となる。この情報は ROS/Researchfish 及び Sherpa/FACT システムを介して入手可能にし、論文の謝辞の部分から得た詳細によってこれを補完する。要約するのであれば、論文レベルでは以下の情報の収集を提案する。

情報：すべての論文	情報源
DOI	ROS / Researchfish
ゴールド*/グリーン/その他/不明	ROS / Researchfish
CC.BY 適用の有無	Sherpa/FACT サービス（学術誌レベルのデータに基づく）
論文に資金提供源への謝辞があるか	RC による無作為チェック（Web of Science データ等利用可能な計量書誌学的データの使用を含む）
基本的な研究資料へのアクセスに関する表明が論文に記載されているか	RC による無作為チェック（Web of Science データ等利用可能な計量書誌学的データの使用を含む）
情報：CC BY ライセンスによって出版社のウェブサイト上で即時オープンアクセス化されない論文	情報源
URL	ROS / Researchfish
エンバーゴ期間	Sherpa/FACT サービス（学術誌レベルのデータに基づく）

* CC BY によって出版社のウェブサイト上で即時 OA 化されることと定義される。

(vii) 包括的補助金の用途をレビューするため（アカウントビリティを含む）、RCUK は研究機関に対し、短い財務報告書を提出するよう求める。これは指定出版社による支出、及び本ポリシーの対象となる出版の完全オープンアクセス化に向けた助成金のその他の使途を簡単にまとめたものとする。テンプレート案を付属書類 A に示す。

英国研究会議

2013 年 4 月 8 日

付属書類 A –データ収集のためのテンプレート案

セクション A – 「出版社による支出」

個々の論文の出版に伴うすべての支出、すなわち APC、掲載料及びカラーチャージ等。

出版社 A £ - この支出によって出版された論文の数

出版社 B £ - この支出によって出版された論文の数

出版社 C £ - この支出によって出版された論文の数

出版社 D £ - この支出によって出版された論文の数 等... (必要に応じて行を追加)

セクション B

その他の支出の分析

OA – 1 を達成するためのその他の支出 £ - 資金提供を受けた活動の簡単な説明 (500 字以内)

OA – 2 を達成するためのその他の支出£ - 資金提供を受けた活動の簡単な説明 (500 字以内)

OA – 3 を達成するためのその他の支出£ - 資金提供を受けた活動の簡単な説明 (500 字以内)

等... (必要に応じて行を追加)

出版社に支払った金額の小計： £ -

その他の支出の小計： £ -

包括的補助金の残高： £ -

残高がマイナスの場合には、RCUK 包括的補助金に追加して使用した資金の提供源を簡単に説明すること (500 字以内)。
--

2014 年第 4 四半期に本ポリシー及びその実施を計画通りレビューできるようにするため、2013 年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの期間を対象に、本テンプレート案を用いた第 1 回財務報告書を作成することを期待する。